

計 報

中村道先生のご逝去を悼む

滝澤 美佐子*

1. 中村先生との出会い

2004年10月末のある秋晴れの日、中部大学最寄のJR神領駅の改札で初めて中村道先生にお目にかかった。中村先生は、国際法学の権威でありながら、実にきさくで穏やかなお人柄で、緊張して出迎えた私に、気遣いというもの的一切させない方であった。「ぜひとも中部大学に碩学を」。当時、大学院国際人間学研究科長であられた立本成文先生が、強く願われたことであった。中村道先生は「碩学」の名にふさわしく、先生を中部大学にお迎えできることになり、感謝の気持ちで一杯であった。中村先生には、1991年の世界法学会で「米州機構の現状と課題」をご報告された折に、会場から拝聴するという形でお目にかかったのが最初であるが、お話をさせていただいたのはこの時が初めてであった。

忘れられないのは、2004年10月と翌年3月に、中村先生とまとまったお時間ご一緒したとき、中村先生が実に多くのお話をして下さったことである。中村先生と大学における研究と教育の両立という問題に話が及び、先生は、神戸大学附属図書館の図書館長のご経験から「図書館規則には、教育研究となっていて、研究教育とはなっていない。大学にある者は、教育がまずあってそして研究ということだと思います」とおっしゃっていた。中村先生は、一級の学究肌でいらっしゃるようにお見受けしたが、実は、大学の教官

として教育を第一に考えてこられたことがはっきりとわかった。中部大学の新ゼミ生募集に回ってかかれた自己紹介文では、先生が平和維持活動を中心とする研究を専門にやってきたが、それ以外の国際法の問題については、皆さんと一緒に勉強していきたいと思う、として、自分の守備範囲を明確にし、それ以外についても十分すぎる知識をお持ちのはずであるのに、誇大なことを一切記されなかった。中村先生は、ご自身の学問研究も大事に考えておられた。先生は、「中部大学に赴任したら、1年に1本論文を書くことにします。定年までの7年間に7本、これが目標です」と明確におっしゃっていた。その後のお手紙でも、先生は、神戸大学の最後の5年間、役職のために時間をあて多忙であったことにふれ、「誠に幸いにもこれを取り戻す機会を得ることができれば、今回をもって本来の大学生活を全うしたく思っています」と書いておられた。私は、先生から中部大学赴任後の明確な目標をお聞きして、研究とはそのように積み重ねていくものなのだと教えられた。



*桜美林大学リベラルアーツ学群

中村先生は、お言葉通り、1年に1本、論文をお書きになると私にお送りくださっていた。2007年5月の世界法学会でも「国際連合と地域的機構の関係：その変容と課題」と題されるご報告をされた。先生の言葉通りのご活躍に、当時私にお話くださったお姿が重なったものである。しかしながら、その2007年の秋に体調を崩され中部大学を休職され、翌2008年7月12日にご逝去された。享年六十六歳であり、その早すぎるご逝去は、これからもお一層ご指導いただけると願っていた多くの人たちにとって、それは中部大学の学生や私も含めて、ただ無念ではない。

2. 中村先生とそのご業績概観

先生は、1941年12月2日に誕生され、1960年京都市立堀川高等学校を卒業された後、京都大学法学部に入学された。学部時代に故・田畑茂二郎先生の門下生となられ、後に学究の道を歩まれることを定められた。1964年に京都大学大学院法学研究科に入学され、米州機構の研究を開始された。その後、1968年に岡山大学法文学部助手、1969年岡山大学講師、1972年岡山大学助教授、1980年岡山大学法学部教授に就任され、ロンドン大学客員研究員、米州機構法務部客員研究員を経て、1991年神戸大学法学部教授に就任された。2005年3月神戸大学を定年退職され、2005年4月に中部大学国際関係学部教授・大学院国際人間学研究科教授として着任され、教育と研究を通じて多くの人材を育てられた。中部大学赴任時にはすでに岡山大学名誉教授、神戸大学名誉教授という二つの大学の名誉教授でもあった。学会においても、世界法学会理事、国際法学会理事を務められ、1997年には日本学術

会議国際関係法学研究連絡委員会委員に就任された。また、1998年より2000年まで神戸大学大学院国際協力研究科長を、2001年より2003年まで神戸大学附属図書館長の要職を務められた。2008年、これまでの功績に対して「瑞寶中綬章」を受章された。

先生のご業績は、下記に紹介させていただくご論文のほか、数々の判例研究、教科書の執筆、コメンタリー、資料の執筆・編集などの多岐にわたる。ここでは、米州機構の平和維持機能の研究から国連と地域的機構の関係、国際機構法研究、条約法研究について、項をわけてご紹介をしたい。

(1) 米州機構研究から国連と地域的機構の関係へ

先生のご業績を代表するのは、紛争の平和的解決と強制行動の両面における、国連と地域的機構の関係(とくに国連憲章第8章)の研究である。この分野において先生は日本の国際法学の草分けであった。

先生は、紛争解決制度を最も整備している地域的機構である米州機構の性格と平和維持におけるその機能と問題点、さらに紛争の平和的解決における地域的機構と国連の関係の検討から、国際法・国際機構法の研究を始められた。「米州機構の平和維持機能と国際連合(一)・(二)」(『法学論叢』(京都大学)第80巻6号・第81巻2号、1967年3月・5月)と、「地域的機関先議の主張—国連憲章の限界(一)・(二)・(三)」(『法学会雑誌』(岡山大学)、第21巻1号・3-4号・第27巻1号、1971年7月・1972年3月・1977年8月)などがその代表作である。

先生は、米州機構を中心に国連において展開された地域的機構による紛争の平和的解決にお

ける「先議」の主張が、地域的機構である米州機構の側に法的基盤をもつのか(『法学論叢』)、また、国連憲章上もいかなる範囲で認められるかという問題に取り組まれた。先生は、国連憲章の起草過程の文書、地域的機構の関連諸規定、国連での実行を丹念に分析することで、国連憲章上の関連条文の検討から、地域的機構の先議が手続き的に厳格に設定されておらず、地域的解決がいかなる限度で奨励されるべきかは地域的機構の側の紛争解決能力に依存することを論証し、あわせて地域的解決の実情を明らかにされた。

もう一方で、地域的な強制行動については、国連の集団安全保障体制の下で、地域的機構に強制行動を安全保障理事会の「許可」という形で統制することを原則としているため、強制行動における国連による地域的機構への統制についても詳細な検討をされた。その代表作が、「地域的強制行動に対する国際連合の統制—米州機構の事例を中心に」(『変動期の国際法』有信堂、1973年)である。先生は、米州機構が、第51条の集団的自衛を拡大解釈し、第41条・第42条の「強制行動」の範囲を縮小解釈し、第53条の国連による地域的機構の強制行動の「許可」を制限的に解釈するという米州機構の地域主義についてその実行を丹念に検討し、国連憲章第53条の安全保障理事会の「許可」の形骸化の問題点を、国連憲章の関連条文から認められる法理をふまえて指摘している。

先生の国連と地域的機構の関係の解明は、以上のように平和と安全の維持の分野における国連と米州機構の関係を出発点とし、さらに、国連と他の地域的機構一般の関係へと発展していった。地域的平和維持の分野における国連と地域的機構の役割分担という今日もっとも研究

が必要とされている課題に、先生の長年の研究成果が結実していった。その代表作が、安藤仁介・中村道・位田隆一(共編著)『21世紀の国際機構：課題と展望』(東信堂、2004年)に収められた「国際連合と地域的機構—冷戦後の新たな関係—」である。

先生は、冷戦後、地域的紛争の多発により国連憲章第8章が再発見されたとし、とりわけ、地域的平和維持活動における国連と地域的機構の関係という冷戦後の新しい関係について取り組まれた。国連憲章第8章が、平和維持活動における国連と地域的機構の關係に言及していないという憲章上の位置づけ、冷戦後の平和維持活動が強制行動を伴うという冷戦後の顕著な傾向があることから安全保障理事会の統制という憲章上の問題が生じていることを問題提起するとともに、冷戦後地域的紛争が多発し、国連は十分に対応できなかったためにかえって地域主義の環境を準備したことなど、強制力を伴う平和維持活動において、地域的機構の強制行動に対し、国連の統制が及んでいないことを指摘した。そして、安全保障理事会の平和維持に関する主要な責任という基本的任務および枠組の再確認が必要であると一貫して論じている。

先生が取り組まれた米州機構研究、そして平和と安全の維持における国連と地域的機構の關係の研究は、国連憲章第8章の規定そのものの「とどめおかれた不明確さ」によって、国連憲章の法理の解明のみでは限界があり、「国連憲章の運用の過程で処理していく」ことが必要であると先生は記されている。先生の研究の方法は、国連憲章の関連条文の法理の解釈、先行研究の批判的検討とともに、個別事例や国連と地域的機構文書の丁寧な分析に支えられている。いずれの論文も、膨大な一次資料を含めた関連

資料を渉猟し、厳密な分析を加えたものであり、見事なまでの実証研究がなされている。先生は、様々な新しい成果を取り入れながら、研究の出発点となった米州機構の研究を、生涯丹念に追いかけられた。その原点に立ちながら、平和と安全の維持という最重要課題の実現を、国連と地域的機構の関係という観点において国際法の見地から法理と実証の調和のもとに検証することが、生涯を貫いて先生が追求され続けたテーマであった。本誌、『貿易風』第1号に寄稿された論稿「冷戦後における国際連合と地域的機構の新たな関係：補論 Ademola Abass, *Regional Organisations and the Development of Collective Security beyond Chapter 8 of the UN Charter* (2004) への書評を兼ねて」では、国連の統制を離れた地域的機構の行動を国連憲章の変質としてとらえる事実と法を混同する姿勢を批判された。先生は、国際法の規則や原則は、それを実現する普遍的または地域的機構の側に、法を実現するための基盤が整えられていなければならないことを、その時代時代の変遷の中で実証により裏付けて指し示された。

(2) 国際機構法研究

中村先生は、国際法の講義を担当されるとともに、神戸大学法学部で国際機構法の講義も担当され、大阪大学、金沢大学でも同講義の教鞭をとられている。中村先生の国際機構法に関する研究の代表作として、1997年5月の国際法学会における同題名の報告に基づいたご論稿「日本における国際機構法研究」(『国際法外交雑誌』第96巻4-5号、1997年12月)を挙げることができる。

先生は、独自の研究領域としての「国際機構法」の体系化の必要を考えてこられた国際法学

者のお一人であった。上記の論文では、日本における国際機構の研究についての膨大な研究をふまえて、1960年代以降、日本では、個別の国際機構研究に加えて、「国際機構全般を視野に入れ」た「国際機構法」を「独自の研究領域として自覚的に構築する」傾向が顕著になったとして、日本における国際機構法研究を考察している。国際機構法を独立の研究領域とする場合、何を出発点とし、何が問題になるか評論を行いつつ全体として明らかにしている点が注目される。まず、先生は、国際社会の組織化をどう見るかが、国際機構法という独自の研究を行うことの出発点になることを述べられるとともに、具体的に提起される問題として、国際機構と国家主権、国際機構の組織構造、国際機構の対外関係、国際機構法の「体系化」が考察される。本論文は、国際機構法研究を志す者にとっての必読の研究史論文である。

中村先生は、国際機構法の体系化の必要性をとくに強調され、その場合に、「対象とする国際機構の定義と範囲、国際機構の法現象・法構造の統一的把握および国際法全般におけるその位置づけなどが課題になる」と指摘している。そして、国際機構法の体系化の模索をする新たな取り組みについて評論を加えながら述べておられ、本格的な体系書が高野雄一先生の『国際組織法』以来出ていないことにも触れている。その後、中村先生は、佐藤哲夫著『国際組織法』(有斐閣、2005年)の書評を『書斎の窓』(2006年7-8号)に書かれている。そこで、中村先生は、「神戸大学法学部で「国際機構法」を担当するなかで、できれば単独の執筆者による体系的教科書の必要性を痛感してきた」と述べ、単独執筆者による本格的な体系的教科書という困難な内容が達成されたことを喜ばれている。そし

て、書評において、国際機構法の基本的視座、すなわち国際社会の組織化の現段階の把握と、「国際組織のダイナミズムに対する的確な配慮」に貫かれていることを評価している。先生は、体系的な知識や基本的考え方が、「具体的な問題や活動の検討など次の段階に考察を進める上で、また、実務に携わることを目指す人にとって、不可欠な基盤」だとしていることから、国際機構法の体系化を国際法学にとっての課題であると同時に研究や国際機構にかかわる実務の基礎条件と考えておられた。

(3) 条約法研究

条約法に関するウィーン条約(条約法条約)に関しても、先生の研究の力は注がれてきた。条約法に関しては、複数の研究会を通じて共同研究を重ねてこられた。関西や関東の国際法学者が共同し国際法の事例研究を行う「国際法事例研究会」のメンバーとして、日本の国際法事例研究という形で、『国家承認』、『国交再開・政府承認』、『領土』、『外交・領事関係』、『条約法』と日本の国際法事例を多年にわたり次々に紹介されてきた。1999年から2000年には、文部省科学研究費の基盤研究(C)で、「条約法条約の体系的研究」(研究代表者:坂元茂樹教授)という共同研究にも参加された。2000年から03年には、外交資料館に設置されている第二次世界大戦前の国際法にかかわる日本の実行の先例集である資料『国際法先例彙輯』全十一巻・十四分冊(昭和8年から18年)について、「国際法先例彙輯」研究会(中村先生のほか、安藤仁介、佐藤哲夫、森川俊孝、柳原正治各教授の計五名)において、3年余りにわたって研究され、先生は、条約に関する先例彙輯と「条約ノ締結、批准及公布ニ関スル調書」を担当された。その他にも、国連

海洋法条約と第三国の関係など国連海洋法条約の問題にも条約法や慣習法の観点から取り組まれた。('国連海洋法条約と第三国(一)・(二)')『国際法外交雑誌』第84巻5号・第85巻4号、1985年12月・1986年10月)

先生のご業績で重要なのは、日本の条約法に関する先例、実行についての研究である。「条約法条約に対する日本の立場」(国際法事例研究会『条約法—日本の国際法事例研究(5)』慶応義塾大学出版会、2001年)と「条約法条約の紛争解決条項に対する留保—日本の異議を手掛りとして—」(山手治之・香西茂(共編著)『国際社会の法構造:その歴史と現状—21世紀国際社会における人権と平和:国際法の新しい発展をめざして・上巻』東信堂、2003年)は、条約法条約の起草過程において、日本が条約法条約の紛争解決手続への留保に異議を申し立てたことについて、その背景や意義が明らかにされる。そこにおいて、日本の実行を「拡大的異議」という新しい実行として意義付け、その法的効果を論じられた。

『国際法先例彙輯』の条約に関する日本の先例に関しては、「国際法先例彙輯」研究会「『国際法先例彙輯』に関する研究」『外交資料館報』第18号(2004年)の119-123頁に執筆されている他、同時期にさらに詳細な検討が「条約に関する戦前の日本の実行—『国際法先例彙輯』を素材として—」『神戸法学雑誌』第54巻2号(2004年9月)に収められている。先生は「『国際法先例彙輯』に関する研究」で「日西修好交通条約批准問題」における、批准規定のない条約に対する批准の要否についての先例、条約の第三国に対する効力、留保に関する先例、といういずれも条約法の基本的諸問題にかかわる問題について検討するとともに、大日本帝国憲法下での条約締結に

関する枢密院の権限についての先例を検討しておられる。先生が、「条約に関する戦前の日本の実行」の中で、「第二次大戦後の日本の国家実行に関する研究は、近年、大きな広がりを見せているが、戦前の実行についての研究は、条約に関するものを含めて、まだ十分とはいえない。そうしたなかで、『先例彙輯』は、条約に関する戦前の日本の実行について研究を進めるうえで、有用な糸口となる纏まった先例資料と豊富な素材を提供する」と表現されている。そして、『先例彙輯』から、条約法について、戦前の日本の実行が戦後の日本の立場に結びついている例が散見されることを指摘され、「条約法条約に対する日本の立場」で展開された先生の研究と連なる。条約締結に関する枢密院の権限についても、幣原全権の声明問題や国際連盟からの脱退問題など、大変興味深い事例の紹介がなされるとともに、戦前の枢密院に付議すべき条約の範囲をどのように定めるかという具体的な問題は、日本国憲法下の国会の議決を必要とする国会承認条約とそうでない行政取極との区別という、現代の問題との関連も論じられている。

「条約法条約の逐条コメンタリー」(五)(『関西大学法学論集』第56巻第4号、2006年12月)、は2007年の新年に先生からお送りいただいた抜き刷りであった。先生はお手紙に、「本研究ノートは、条約締結能力について、条約法条約が第6条で、「いずれの国も、条約を締結する能力を有する。」と簡潔に規定するに至る経緯と論点を整理し、同条の意義を考察した資料にすぎませんが」としてお送りいただいたものである。先生は、すでに、このコメンタリーをまとめる前に、「条約締結能力について—条約法条約第6条の成立過程—」というご論稿を『神戸法学年報』(第18号、2002年)にまとめておられた。「起

草の過程で大きな論議を呼んだにもかかわらず、後にその存在がほとんど忘れられるか、少なくともさほど注目されない条」の代表例としての、条約法条約第6条の起草過程について、双方ともに詳細な検討を行っておられる。条約法でもまったく目立たないこの条文について、そして、わかりきっていたように思っていた条文について、何が削られてそのような簡潔な条になったかについて私は何も知らなかったことを教えられた。また、この条が簡潔にされて草案の大部分が消えていく過程で、国際法の基本問題である、慣習法としての国家の条約締結能力、従属国の条約締結能力の制限、連邦構成員の条約締結能力などさまざまな基本問題が議論されていたこと、第6条の意義とは何かを、国際法の歴史とともに深く考えさせられたのである。

3. さまざまな横顔 —むすびにかえて—

先生のご逝去の悲報から遠からぬ後、2008年9月28日に、神戸大学大学院国際協力研究科において、中村先生を偲ぶ会が開かれた。私もそこに出席させていただいた。蝶の収集がご趣味であられたこと、音楽を愛される奥様との出会い、子煩悩の先生が二人のお子様の教育を大切に考えられてきたご様子、そして教育研究における優しさと厳しさ…。柔和ながらさまざまな顔をもつ中村先生のお人柄を、中村先生とともに長年歩んでこられた諸先生方や門下生の若手の方、大学職員の方々から伺うことができた。

先生は、大学院の頃から、一言一句おろそかにしない方であったという。そして、異口同音に語られるのが、中村先生のご研究の完成度の高さであった。「いつまでも残る、生きている

論文」であること、「学問のあり方、本道を貫いた一生」であったことが語られた。先生のご業績の価値が、明確な問題意識のもとで射程を定め、実証的に調べ上げる先生の学問のあり方にあることを、当日の追悼の言葉の数々から教えられた。

先生は、国際法学会の百周年の記念事業の際には、学会誌『国際法外交雑誌』の記事総目録の総責任者の大役を担当された。先生は、注意と配慮を幾重にも要する総目録のお仕事を完璧にこなされたとのことである。

門下生の方々からは、中村先生の研究に対する厳しい姿勢についても語られた。「論文は手を加えれば加えるだけよくなる」、「論文を読むこつなどはなく、とにかく一生懸命読むこと」、「一冊の本を何度も読むこと」など先生の指導の際の言葉も聞かれた。修士論文の口述試験などでは、本質を見抜いた発言をされること、厳しい意見とともに建設的な意見を述べられたとのことであった。研究指導の際に、研究室でコーヒーを用意して待っていてくださる姿も紹介された。

神戸大学国際協力研究科の科長をしておられるときにも、会議では要点をきちんとおさえるすばらしいお仕事ぶりであったという。

中部大学国際関係学部長の田中高教授からは、中部大学に赴任されてから、神戸大学ではどうであったか、というお話は一切されなかったと伺った。お仕事においても、前任校と本務校を分け中部大学での教育研究に専念された。国際関係学部における国際法教育は、法学部におけるそれとは同様ではないため、戸惑われなにか心配をしたが、「国際協力研究科での経験が生きる」、と私に言って下さった。

2008年の1月頃、中村先生は「中部大学の方

には、良い人たちで、大変感謝している。」とお話しになったとのことを、奥様より伺った。中村先生のそのお気持ちをここに慎んで加えさせていたきたい。

中村先生とのご縁をいただき、私は限られた間ではあったが、先生のご人格とご教示に直接に接し、有言・無言に、一流の国際法学者の姿を見せていただき教えていただいた。私は、先生とご縁をいただいて以来、先生から沢山の抜き刷りをお送りいただく中で、いつも先生は、丁寧な言葉遣いで慎ましいお手紙を下された。そこには、「ご笑覧の機会を賜りご教示いただければ幸いに存じます。」という言葉が添えられていた。私は、先生からいただいた多くのご遺稿からくりかえし学び、学問に厳しく謙虚であられた先生に、少しでも喜んでいただけるよう歩みたい。中村先生のご業績が、先生の優れた思考によって、さらに発展されえたことを思うと実に哀惜の念に耐えないが、後進によって受け継がれていくことを願いたい。

中村道先生、本当にありがとうございました。先生のご冥福を、心より、お祈り申し上げます。天国から愛するご家族と国際法学の発展を見守っていて下さい。